

○被害少年に対する継続的支援実施要綱

平成23年12月16日

少第628号

警察本部長

被害少年に対する継続的支援実施要綱の制定について（通達）

この度、被害少年に対する継続支援をより組織的かつ効果的に推進するため、被害少年に対する継続支援実施要綱の制定について（平成10年埼例規第1号・少）の全部を改正し、平成24年1月1日から別添のとおり実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

## 被害少年に対する継続的支援実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、別に定めるもののほか、少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第48号。以下「活動規程」という。）第85条に規定する被害少年に対する継続的な支援（以下「継続的支援」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 被害少年の報告

警察署等（警察署、警務部警務課及び警察本部の事件捜査又は事故捜査を主管する所属をいう。以下同じ。）の長（以下「警察署長等」という。）は、次に掲げる被害少年を認知した場合は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）に速やかに報告するものとする。ただし、初期段階における必要な支援として措置された場合（措置する方針で対応している場合を含む。）、警務部警務課犯罪被害者支援室が主体的に支援を行う場合等には、報告を要しないものとする。

- (1) 犯罪被害者支援活動実施要領（平成20年務第487号）第2に規定する身体犯、重大な交通事件事故及び精神的又は身体的被害の大きな事件等（以下これらを「連絡対象事件」という。）の被害少年
- (2) 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号（以下「規則」という。））第37条に規定する福祉犯（以下「福祉犯」という。）の被害少年
- (3) 連絡対象事件若しくは福祉犯以外の犯罪又は犯罪行為には当たらない児童虐待、学校におけるいじめ等少年の健全な育成を阻害する行為による被害少年

### 第3 対象少年の指定等

#### 1 被害少年に係る調査

- (1) 少年課長は、前記第2により報告を受けた被害少年の身体的又は精神的被害の内容及び程度、年齢、生活及び家族の状況等のほか、警察の支援を受ける意思及び警察の支援に係る保護者（加害者が保護者である場合は、当該保護者以外の被害少年を現に監護する者。以下同じ。）の同意（当該少年が特定少年（少年法（昭和23年法律第168号）

第 62 条第 1 項に規定する特定少年をいう。) である場合は、本人の同意。以下同じ。) の有無等について調査を実施するものとする。

- (2) 少年課長は、前記(1)の調査を実施するに当たり、必要と認めるときは、少年サポートセンターの実施担当者に対し、当該被害少年及び保護者との面接又は電話による調査を実施させるものとする。この場合において、面接による調査を実施させるときは、必要に応じ、前記第 2 により報告を行った警察署等の事件担当捜査員、少年相談対応者等を同席させるなどして、被害少年の不安を軽減するよう努めさせるものとする。

## 2 対象少年の指定

少年課長は、前記 1 の調査の結果、継続的支援が特に必要と認められる少年を対象少年として指定するものとする。

## 3 警察署長等への連絡

少年課長は、前記 2 により、対象少年としての指定の要否について決定した場合は、被害少年に係る報告を行った警察署長等に対し、遅滞なくその結果を連絡するものとする。

## 第 4 実施担当者等

少年課長は、継続的支援の実施に当たり、少年サポートセンターに配置された公認心理師等の資格を有する少年相談専門員、少年補導職員、生活安全部少年課（以下「少年課」という。）の警察官等を実施担当者に指定するものとする。

また、必要に応じて補助者を選任するものとし、実施担当者及び補助者の指定に当たっては、対象少年の状況、特性、年齢及び性別等に配慮し、適任者を指定するものとする。

## 第 5 実施要領

### 1 実施所属

継続的支援は、原則として、少年サポートセンターにおいて、少年課長の管理の下で行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、少年課長の管理の下、管轄警察署と少年サポートセンターが連携して必要な措置をとるものとする。

### 2 実施計画等の決定

少年課長等は、個々の対象少年に係る継続的支援について、対象少年の身体的又は精神的被害の内容及び程度、年齢、性別、生活及び家族の状況等を総合的に勘案して、その開

始及び終了の時期、実施計画その他必要な事項を定めるものとする。この場合において、少年課長等は、必要に応じ、第7の埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザーその他の専門家の意見を聴くものとする。

### 3 指導の実施

少年課長等は、継続的支援に係るカウンセリングの実施結果等を確認し、継続的支援について適切な指導を行うものとする。

## 第6 実施上の配慮事項

継続的支援の実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

### (1) 信頼関係の構築

実施担当者は、対象少年、その保護者等の要望等を把握するとともに、対象少年の立場に立って考え、行動することにより、対象少年等との信頼関係を築くよう努めること。

### (2) 面接上の配慮

面接に当たっては、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいことなど、少年の心理その他の特性を十分認識するとともに、よき理解者として対象少年の話をまずはそのまま受け止めるよう努めること。

また、継続的支援は、参考人としての事情聴取その他の犯罪捜査等に係る措置とはその目的、少年に接する際の留意事項等が異なることに配慮すること。

### (3) 個別事情への配慮

対象少年に係る犯罪被害等の態様は様々であることを認識した上で、個々の対象少年の被害状況、性格、周囲の環境等を深く洞察し、その個別の事情に応じた継続的支援を次により実施すること。

ア 連絡対象事件の対象少年については、被害の形態等によっては、精神的被害の回復及び軽減に向けて、中長期にわたり、対象少年に寄り添った木目細かで充実した支援が必要となることを踏まえ、対象少年の状況に応じ、警務部警務課犯罪被害者支援室と連携した組織的かつ効果的な活動による支援に努めるとともに、対象少年の意向を把握し、その保護者の同意を得た上で、被害直後の早い段階から関係機関又は公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターに情報提供するものとする。

イ 福祉犯被害に係る対象少年については、活動規程第 25 条各号に掲げる継続補導の対象となる少年又は別に定める少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動により選定する連絡対象少年と重複する場合があることにも配慮し、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者、学校関係者等と協力するなどして、個々の特性に応じた支援に努めるものとする。

ウ 連絡対象事件若しくは福祉犯以外の犯罪又は犯罪行為には当たらない児童虐待、学校におけるいじめ等の被害を受けた対象少年については、事案の形態、対象少年の特性等により支援の在り方が異なることから、個々の事案に応じて児童相談所、学校、市町村等と緊密に連携を図るとともに、必要に応じ、専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関に情報提供するものとする。

エ 警察署長は、少年サポートセンターによる継続的支援の実施に当たり、必要に応じて、カウンセリング、環境調整等の場所の確保、地域のボランティアとの連絡調整等の対応について配慮するものとする。

オ 実施担当者は、継続的支援に関し、カウンセリングの実施結果、支援活動の実施状況等について、埼玉県警察情報管理システムによる苦情・警察安全相談等情報管理業務実施要領（平成 13 年埼例規第 83 号・広報）に規定する苦情・警察安全相談等情報管理業務に登録し、管理票（埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成 15 年埼玉県警察本部訓令第 49 号）別記様式第 1 号）を作成するとともに、少年課長に報告するものとする。

なお、少年課長は、指定した対象少年の支援状況等について、前記第 2 により報告を行った警察署長等に対して情報を提供し、その共有を図るものとする。

カ 少年課長は、対象少年のうち刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 321 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するものの継続的支援に係るカウンセリングに当たり、新たな被害状況等の判明等により、犯罪捜査における面接状況の疎明について、前記第 2 の報告を行った警察署等の事件担当捜査員との連携が必要であると認められる場合には、当該警察署等の長に速やかに連絡するものとする。

#### (4) 実施担当者への組織的支援

少年課長等は、継続的支援が短期的に成果を得ることが困難で、かつ、専門的な知識及び技能を必要とする活動であることから、実施担当者に相当の精神的な負担があることなどに留意し、実施担当者の活動を組織として支援すること。

(5) 関係機関団体との連携

対象少年に応じ、保護者の同意を得た上で、学校その他の関係機関と緊密に連携するとともに、平素から、児童相談所、カウンセリング専門機関、医療機関、発達障害者支援センター等とのネットワークの構築に努め、専門家の知識及び技能を結集した継続的支援を行うことができるよう配慮すること。

(6) 教養の拡充

少年課長等は、継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識及び技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、部外の研修会等への参加促進等に配慮すること。

第7 埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザー制度

継続的支援の実施に当たっては、その専門的な知識及び判断が要求されることから、活動規程第85条第2項に規定する専門家の助言を必要の都度受けられるようにするため、部外の専門家を埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザー（以下「被害少年カウンセリングアドバイザー」という。）に委嘱し、被害少年の特性に応じた適切な継続的支援を次により効果的に推進するものとする。

(1) 推薦

少年課長は、被害少年カウンセリングアドバイザーの推薦に当たっては、次に掲げる要件の全てに該当する者のうちから、適任者を埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザー推薦書（様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

ア 大学の研究者、精神科医、公認心理師、臨床心理士等の職にある者で、臨床心理学、精神医学、カウンセリング等の継続的支援に必要な専門的な知識を有すること。

イ 被害少年保護活動に理解を有し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。

(2) 委嘱

本部長は、前記(1)により推薦された者について被害少年カウンセリングアドバイザーとして適任であると認めたときは、委嘱状（様式第2号）を交付して委嘱するものとする。

(3) 委嘱期間

ア 被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱期間は、1年とする。

ただし、再委嘱することができる。

イ 期間終了前に解嘱となった場合の後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(4) 報償金

被害少年カウンセリングアドバイザーに対しては、別に定める基準により報償金を支給する。ただし、当該被害少年カウンセリングアドバイザーが報償金の受領を拒否する場合は、この限りでない。

(5) 任務

被害少年カウンセリングアドバイザーは、継続的支援のうち、次に掲げる活動について、少年課長の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

ア カウンセリングの実施

イ 心理テストの実施

ウ 専門機関への引継ぎ

エ その他の活動のうち、特に専門的知識が必要なもの

(6) 運用要領

少年課長は、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を必要と認めるときは、被害少年カウンセリングアドバイザーに助言を依頼するものとする。

(7) 運用上の留意事項

少年課長は、被害少年カウンセリングアドバイザーの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 助言を求めるに当たっては、過度の負担を被害少年カウンセリングアドバイザーに強いることのないよう配慮すること。

イ 被害少年カウンセリングアドバイザーが、その業務を通じて知り得た秘密を他人に漏らすことがないように、委嘱時、助言依頼時等にその趣旨を徹底すること。

(8) 解嘱

ア 本部長は、被害少年カウンセリングアドバイザーが次のいずれかに該当するとき  
は、これを解嘱することができる。

(ア) 前記(1)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(イ) 被害少年カウンセリングアドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

(ウ) 心身の故障により、任務が遂行できなくなったとき。

(エ) 本人から辞任の申出があったとき。

イ 少年課長は、前記アに掲げるいずれかに該当すると認めるときは、本部長に対し、  
速やかに埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザー解嘱具申書（様式第3号）  
により、当該被害少年カウンセリングアドバイザーの解嘱を具申するものとする。

ウ 解嘱は、解嘱通知書（様式第4号）を本人に交付して行うものとする。

(9) 事務処理

被害少年カウンセリングアドバイザーに関する事務は、少年課において行う。

実施日

この通達は、平成24年1月1日から実施する。

実施日（令和元年6月7日少第361号）

この通達は、令和元年6月7日から実施する。

実施日（令和3年4月1日少第137号）

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

実施日（令和4年8月24日少第374号）

この通達は、令和4年9月1日から実施する。

実施日（令和5年3月28日少第150号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

実施日（令和6年7月1日少第422号）

この通達は、令和6年7月1日から実施する。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

生活安全部少年課長

埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザー推薦書

被推薦者の住所、  
氏名、年齢、職業  
及び勤務先

推薦理由

委 嘱 状

様

年 月 日まで埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザー

に委嘱します

年 月 日

埼玉県警察本部長

様式第3号（第7関係）

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

生活安全部少年課長

埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザー解嘱具申書

埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザーの解嘱を次のとおり具申します。

記

対象者の 氏名及び年齢	( 歳)
解嘱具申理由	
その他	

解 嘱 通 知 書

様

埼玉県警察被害少年カウンセリングアドバイザーを解嘱します

年 月 日

埼玉県警察本部長

